

# 重要事項説明書

## 【介護保険】

2024年6月改定版

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 メディニック
主たる事務所の所在地	〒730-0823 広島市中区吉島西2丁目13-34
代表者（職名・氏名）	代表取締役 花園 弘崇
設立年月日	2023年9月
電話番号	082-569-8267

### 2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	おはな訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒730-0823 広島市中区吉島西2丁目8-18 リバティ吉島403	
電話番号	082-569-8267	
指定年月日・事業所番号	2024年4月1日指定	3460191400
管理者の氏名	寺戸 三和子	
通常の事業の実施地域	広島市中区、南区（ただし離島は除く）、西区、東区	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくはは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努

	めます。
--	------

#### 4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8：30時から午後5：30時まで

※緊急時・その他やむを得ない場合はこの限りではありません

※緊急時は24時間、365日対応いたします

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 2人、非常勤 1人	理学療法士	常勤 1人、非常勤 0人
准看護師	常勤 0人、非常勤 1人	作業療法士	常勤 0人、非常勤 0人
保健師	常勤 0人、非常勤 0人	言語聴覚士	常勤 0人、非常勤 0人

#### 7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 寺 戸 三 和 子
----------	-----------------

#### 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給

付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	単位	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
20分未満	313単位	334円	670円	1005円
30分未満	470単位	503円	1006円	1509円
30分以上1時間未満	821単位	878円	1757円	2635円
1時間以上1時間30分未満	1125単位	1204円	2408円	3611円

※准看護師の場合、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の1日2回以上の訪問の場合、集合住宅の場合、単位数の90%で算定

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	単位	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
20分未満	293単位	315円	627円	941円
40分未満	586単位	627円	1254円	1881円
60分未満	791単位	846円	1693円	2539円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

## 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		単位	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
夜間・早朝、深夜 加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	254単位	272円	544円	816円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	402単位	430円	860円	1290円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	201単位	215円	430円	645円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	317単位	340円	679円	1018円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	300単位	321円	642円	963円
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	300単位	321円	642円	963円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限	600単位	642円	1284円	1926円

	り)				
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合（1月につき）	574 単位	614 円	1228 円	1843 円
特別管理加算 I	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	500 単位	535 円	1070 円	1605 円
特別管理加算 II	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	250 単位	268 円	535 円	803 円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	2000 単位	2140 円	4280 円	6420 円
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合 (1月に1回に限り)	250 単位	268 円	535 円	803 円
看護体制強化加算 I	当該加算の体制を満たす場合 (1月につき)	550 単位	588 円	1177 円	1766 円
看護体制強化加算 II	当該加算の体制を満たす場合 (1月につき)	200 単位	214 円	428 円	642 円
サービス提供体制強化加算 I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	6 単位	64 円	128 円	192 円
サービス提供体制強化加算 II	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1月につき）	3 単位	27 円	54 円	81 円

### 【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			(自己負担 1 割)	(自己負担 2 割)	(自己負担 3 割)
事業所と同一建物	以下のいずれかの利用者にサービ	上記基本部分	左記額の 1 割	左記額の 2 割	左記額の 3 割

に居住する利用者等へのサービス提供減算	スを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	の90%			
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	単位	利用者負担金 ※（注2）参照		
		（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担3割）
20分未満	302単位	323円	646円	969円
30分未満	450単位	481円	963円	1445円
30分以上1時間未満	792単位	847円	1695円	2542円
1時間以上1時間30分未満	1087単位	1163円	2326円	3489円

※准看護師の場合、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の1日2回以上の訪問の場合、集合住宅の場合、単位数の90%で算定

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	単位	利用者負担金 ※（注2）参照		
		（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担3割）
20分未満	283単位	303円	606円	908円

40分未満	566単位	606円	1211円	1817円
60分未満	424単位	454円	907円	1361円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

請求の別		利用者の介護度	要介護1～4の利用者		要介護5の利用者	
			利用料	利用者負担	利用料	利用者負担
1月	看護師の場合		29,540円	2,954円	37,540円	3,754円
日割り	看護師の場合		970円	97円	1,230円	123円

※主治医により特別指示書が発行され医療保険の訪問看護を行った場合、1日につき970円(利用者負担額97円)を特別指示書の期間の日数分減額されます。

※准看護師の訪問が1回でもある場合 ×98%となります。

## 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		単位	利用者負担金		
			(自己負担1割)	(自己負担2割)	(自己負担3割)
夜間・早朝、深夜 加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	254単位	272円	544円	816円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	402単位	430円	860円	1290円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	201単位	215円	430円	645円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	317単位	340円	679円	1018円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	300単位	321円	642円	963円
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	300単位	321円	642円	963円
退院時共同指導加	退院又は退所につき1回（特別な管	600単位	642円	1284円	1926円

算	理を必要とする者の場合2回)に限り)				
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合(1月につき)	574 単位	614 円	1228 円	1843 円
特別管理加算 I	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	500 単位	535 円	1070 円	1605 円
特別管理加算 II	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	250 単位	268 円	535 円	803 円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	2000 単位	2140 円	4280 円	6420 円
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合(1月に1回に限り)	250 単位	268 円	535 円	803 円
看護体制強化加算 I	当該加算の体制を満たす場合(1月につき)	550 単位	588 円	1177 円	1766 円
看護体制強化加算 II	当該加算の体制を満たす場合(1月につき)	200 単位	214 円	428 円	642 円
サービス提供体制強化加算 I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	6 単位	64 円	128 円	192 円
サービス提供体制強化加算 II	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1月につき)	3 単位	27 円	54 円	81 円

## 【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		基本利用料	利用者負担金	
			(自己負担 1 割)	(自己負担 2 割)

事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%	左記額の1割	左記額の2割	左記額の3割

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します

○看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応するマニュアルが整備されています

○緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されています

○管理者は連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにします

○看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に保健師又は看護師へ報告すること、報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記載します

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→下段のかつこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対し

て訪問看護 を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、他系統萎縮症（綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、

利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

### (3) その他の料金

サービスの内容	料金
交通費	220円/1訪問 事業実施地域以外の場合
衛生材料費等	実費
エンゼルケア料	20000円

#### プライベートナース・リハビリ料金表

30分未満	1時間未満	その後30分毎
4500円	7500円	4000円

#### 割り増し料金

サービス提供時間	割増率
早朝・夜間(6:00-8:00、18:00-22:00)	25%割り増し
深夜(22:00-6:00)	50%割り増し
日祝日(8:00-18:00)	30%割り増し
年末年始(12/29-1/3)	30%割り増し

※通院の補助、付き添いも含まれます

### (4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを

得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の 50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 100%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

#### (5) 支払い方法

上記(1)及から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)

支払い方法	支払い要件等
事業者指定口座への自動引き落とし	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。 広島銀行 吉島支店 株式会社 メディニック
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 広島銀行 吉島支店 普通口座 3149927
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

#### 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	_____
	氏名	_____
	所在地	_____

	電話番号	— —
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	( ) — —

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 11. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 082-569-8267 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	広島市役所介護保険課	電話番号 082-504-2183
	広島県国民健康保険団体連合会	電話番号 082-554-0783

### 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。
- 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

### 13. 虐待防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために以下の対策を講じます

- (1) 虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者	花園 弘崇
---------	-------

(2) 苦情解決のための体制を設備しています。

- ① 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ② サービスの提供中に、養介護従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。